

○生活福祉委員長報告

生活福祉委員会委員長 三 津 良 裕

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託になりました議案は、「議案第106号 鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」ほか請願2件であります。

当委員会は、去る12月9日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件は原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願2件につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第106号 鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」であります。自動交付機により交付できる、住民票の写し、住民票記載事項証明書及び印鑑に関する証明について、自動交付機を利用して交付した場合の交付手数料を350円から250円に減額改正し、より多くの市民の方々に自動交付機をご利用いただき、市民課窓口での混雑解消や事務の円滑化、効率化につなげ、市民サービスの向上を図るために所要の改正を行うものであります。

委員からは、手数料の減額による収入への影響について質疑がありました。

理事者からは、これまで市長会での申し合わせにより軽自動車の新規登録時に必要な軽自動車税申告用住民票については無料交付していたが、平成25年度から各市の実情に応じて対応するという方針に変更されたことから、本市においても平成26年度から、この場合の住民票の発行を有料化する準備を進めており、手数料の減額分を相殺するに足りる手数料収入が見込まれているとのことでありました。

委員からは、窓口の混雑解消や事務の円滑化、効率化につながるものであり、利用者に対するサービスのより一層の向上に取り組んでもらいたいとの要望と、軽自動車税申告用住民票の有料化の件については、市民の負担を伴う変更であり、市民の理解が得られるよう十分な説明を行うことはもちろん、議会での議案審査に影響のある重要な事項については、必ず議会に報告し説明するよう強い要望がありました。

また、自動交付機の故障など市民に迷惑を掛けることのないよう閉庁日、閉庁時間に発生するトラブルに対し、万全の体制をとるとともに、操作に慣れない高齢者にも配慮した運用が必要との意見がありました。

そのほか、将来は、戸籍関係の証明書も自動交付機で発行できるように検討してほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。